

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によれば、平成24年には、全国の子どもの約6人に1人、ひとり親家庭においては、約2人に1人が全国の平均的な所得の半分の所得を下回る状況、相対的貧困の状況にあり、相対的貧困の比率は、OECD加盟国の中でも低位となっています。

また、生活保護世帯、児童養護施設等の児童の進学率は、全児童平均と比べ、相当に低い状況にあります。

国においては、このような状況を踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等等、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年に基本的な方針や当面の重点施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を取りまとめました。

千葉市（以下、「本市」という。）においても、経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当、就学援助を利用している児童や社会的養護の対象児童など、支援を要する子どもは約13,000人にのぼり、また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

さらに、本市の生活保護受給世帯や社会的養護の対象児童の高等学校・大学等進学率は、全国平均よりも低い等、厳しい状況に置かれています。

貧困の状況にある子どもと家庭の全国的な課題は、本市においても課題となっており、家庭の経済状況に関わらず、学習の機会均等を図るとともに、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが将来に夢と希望を持って成長できる社会の実現が望まれます。

そのため、関連する各部局が連携を図りながら、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援施策を体系的に整理し、総合的に推進するため、「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」（以下、「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画策定の背景～子どもの貧困対策に関する国及び千葉県の動向～

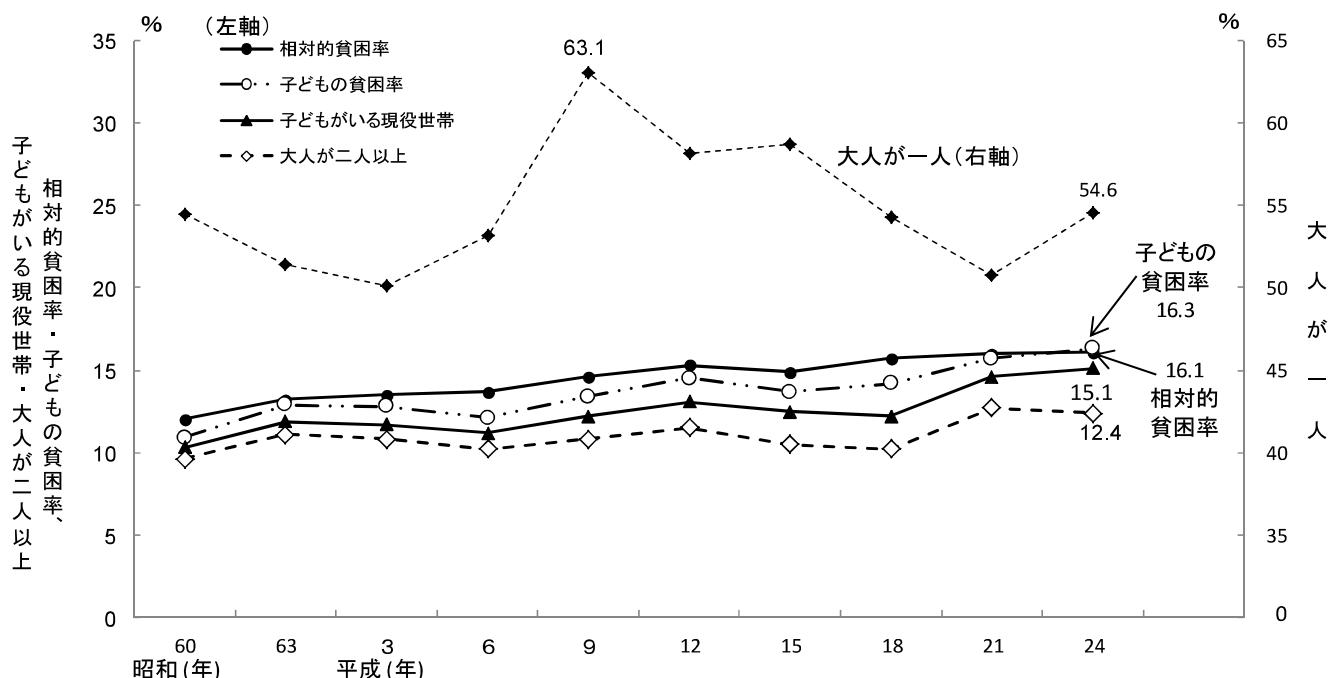
(1) 国の動向

ア 全国の子どもの貧困の状況

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、日本の子どもの貧困率は平成24年で16.3%、同じく大人が1人の世帯の相対的貧困率は54.6%となっており、2010年における貧困率の国際比較では、子どもの貧困率はOECD加盟34か国中25位、大人が1人の世帯では、OECD加盟34か国中33位と世界的にも高い状況となっています。

なお、「国民生活基礎調査」においては、子どもの貧困率について、都道府県・政令市等、自治体ごとの数値は公表されていません。

貧困率の年次推移

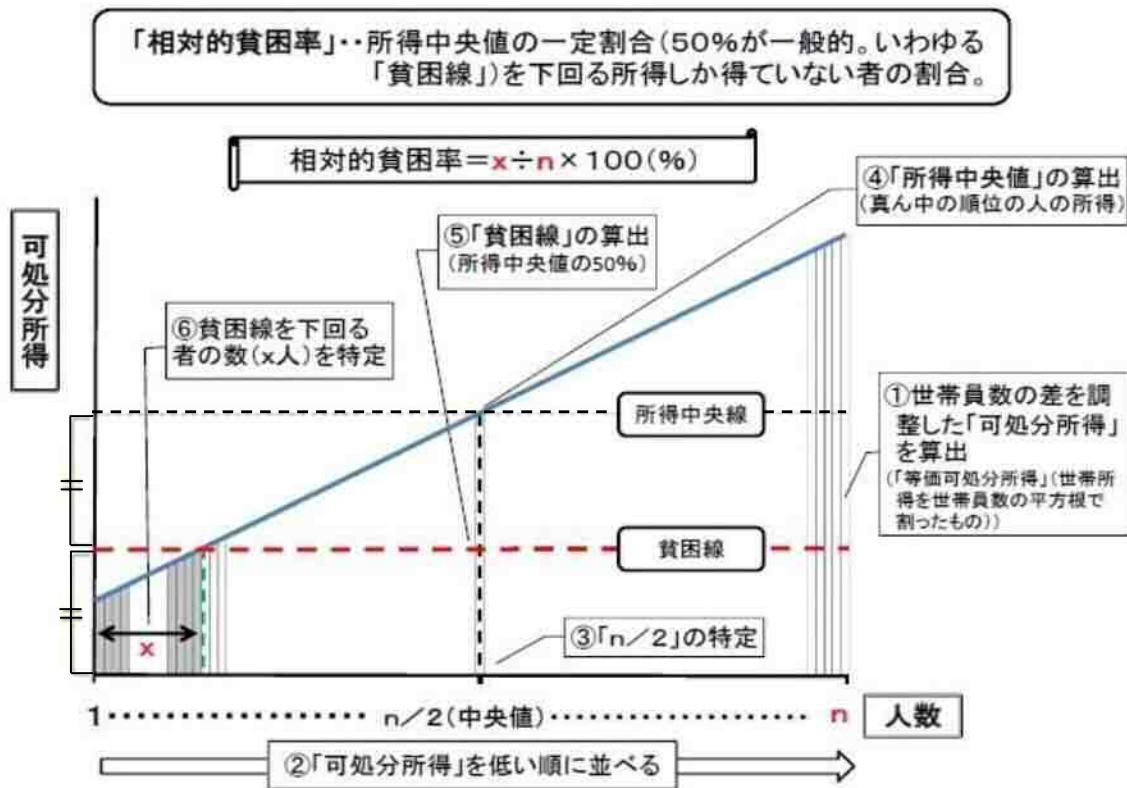


	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が一人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が二人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

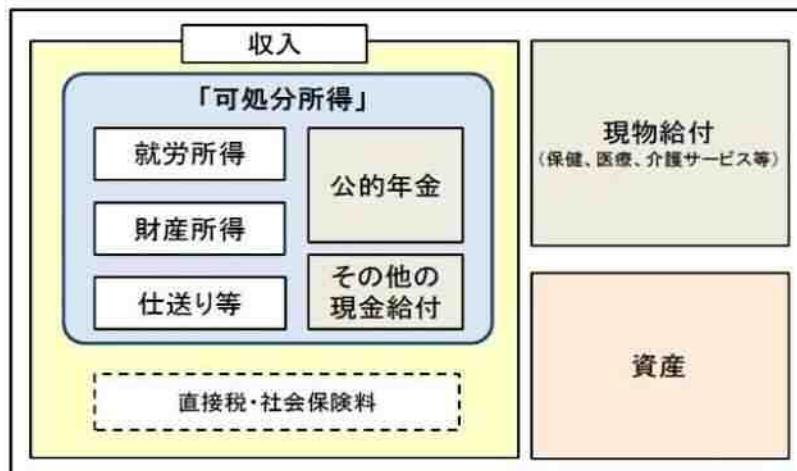
出所:厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」

- ※ 相対的貧困率：貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合
- ※ 子どもの貧困率：子ども（18歳未満）全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合
- ※ 子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合
- ※ 等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得
- ※ 大人が一人の貧困率：現役世帯のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合。「大人」には、親以外の世帯員（祖父母、18歳以上の兄弟など）も含まれる。
- ※ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額

◎相対的貧困率の算出方法



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。※「資産」の多寡については考慮していない。



<「絶対的貧困」と「相対的貧困」について>

「絶対的貧困」とは、人間として最低限の生活をも営むことができないような貧困状態をいい、「相対的貧困」とは、属する社会（国等）における平均的な生活水準よりも、相対的に低い所得水準にあることをいいます。

つまり、「絶対的貧困」とは、家計の収入と支出との比較により、「相対的貧困」とは、家計の収入と属する社会における他者の収入との比較により、捉えています。

従って、「相対的貧困」とされる人の所得水準は比較対象としての社会（国等）によって異なり、当該社会（国等）における貧困線となる所得額も、その社会自体の経済状況等に伴い変動することとなります。

なお、「相対的貧困率」でいう所得は「可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入）」のみで算出されており、現物給付や資産の保有状況は反映されていません。

イ 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(ア) 制定の背景

前述のような状況を受け、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成25年6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法律」といいます。）が国会の全会一致で成立し、平成26年1月に施行されました。

(イ) 法律の概要

法律の概要は、以下のとおりです。

a 目的

法律の目的は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することと定められています。

b 基本理念

基本理念としては、次の2つが挙げられています。

- ・子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないこと。
- ・子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならないこと。

c 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされています。

d 子どもの貧困対策に関する大綱について

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、次に掲げる4つの事項を盛り込んだ、子どもの貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」といいます。）を定めなければならないと規定されています。

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ② 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- ④ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

e 必要な施策を講ずるべき分野

必要な施策を講ずるべき分野として、次の4つが示されています。

- ・就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援
- ・貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援
- ・貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援
- ・各種の手当等の支給、貸付金の貸付その他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援

ウ 大綱の策定

(ア) 策定の経緯

政府では、平成 26 年 4 月、法律に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、大綱の案を作成することとしました。

作成にあたっては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計 4 回にわたり、幅広く関係者からの意見聴取が行われました。そして、それらの意見は「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として整理され、政府はこの提言を受けて、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成しました。

(イ) 大綱の概要

a 「子供の貧困対策に関する基本的な方針」

大綱においては、「子供の貧困対策に関する基本的な方針」として、以下の 10 項目が挙げられています。

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

b 当面の重点施策

子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むとされています。

領域	大項目	中項目
教育の支援	(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	学校教育による学力保障 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 地域による学習支援 高等学校等における就学継続のための支援
	(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	
	(3)就学支援の充実	義務教育段階の就学支援の充実 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減 特別支援教育に関する支援の充実
	(4)大学進学に対する教育機会の提供	高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
	(5)生活困窮世帯等への学習支援	
	(6)その他の教育支援	学生のネットワークの構築 夜間中学校の設置促進 子供の食事・栄養状態の確保 多様な体験活動の機会の提供
生活の支援	(1)保護者の生活支援	保護者の自立支援 保育等の確保 保護者の健康確保 母子生活支援施設等の活用
	(2)子供の生活支援	児童養護施設等の退所児童等の支援 食育の推進に関する支援 ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
	(3)包括的な支援体制の整備	関係機関の連携
	(4)子供の就労支援	ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 親の支援のない子供等への就労支援 定時制高校に通学する子供の就労支援 高校中退者等への就労支援
	(5)支援する人員の確保等	社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 相談職員の資質向上
	(6)その他の生活支援	妊娠期からの切れ目ない支援等 住宅支援
保護者に対する就労の支援		親の就労支援 親の学び直しの支援 就労機会の確保
経済的支援		児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し ひとり親家庭支援施策の調査・研究の実施に向けた検討 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大 教育扶助の支給方法 生活保護世帯の子供の進学時の支援 養育費の確保に関する支援
その他		国際化社会への対応

c その他

その他、以下が記載されています。

- ・今後の対策推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこと。
- ・施策の推進体制
- ・子どもの貧困対策会議において施策の実施状況等の検証・評価を行い、見直しや改善に努めること。
- ・社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に大綱の見直しを検討すること。

(2) 県の動向

「千葉県子どもの貧困対策推進計画」

ア 策定について

都道府県における子どもの貧困対策計画の策定は努力義務ですが、千葉県（以下、「県」といいます。）では、すべての子どもが、夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（以下、「県の計画」といいます。）を策定し、平成27年12月に公表しました。県の計画では、県内の子どもの貧困の現状を把握のうえ、子どもの貧困に関する指標を設定し、指標の改善を図るべく、4項目の重点的支援施策を示しています。

イ 県の計画の概要

県の計画の概要は、以下のとおりです。

（ア）基本理念

基本理念は、「すべての子どもが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長して、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指す」ことと定められています。

（イ）対象となる地域

県の計画は、「千葉県全域を対象とし、県の施策だけでなく、市町村の施策も含めた取組みを整理」するものとされています。

（ウ）計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年です。

（エ）重点的支援施策

県の計画では、重点的支援施策として、次の4項目が示されています。

教育の支援	<ul style="list-style-type: none">・学校を核とした子どもへの支援・就学支援の充実・大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援
生活の支援	<ul style="list-style-type: none">・保護者への生活支援・子どもの生活や就労への支援・児童養護施設等の子どもへの支援・その他の生活の支援
保護者に対する就労の支援	<ul style="list-style-type: none">・保護者の就労への支援・保護者の就労に係る資格取得への支援
経済的支援	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親世帯への経済的支援・その他の経済的支援

3 本市の計画

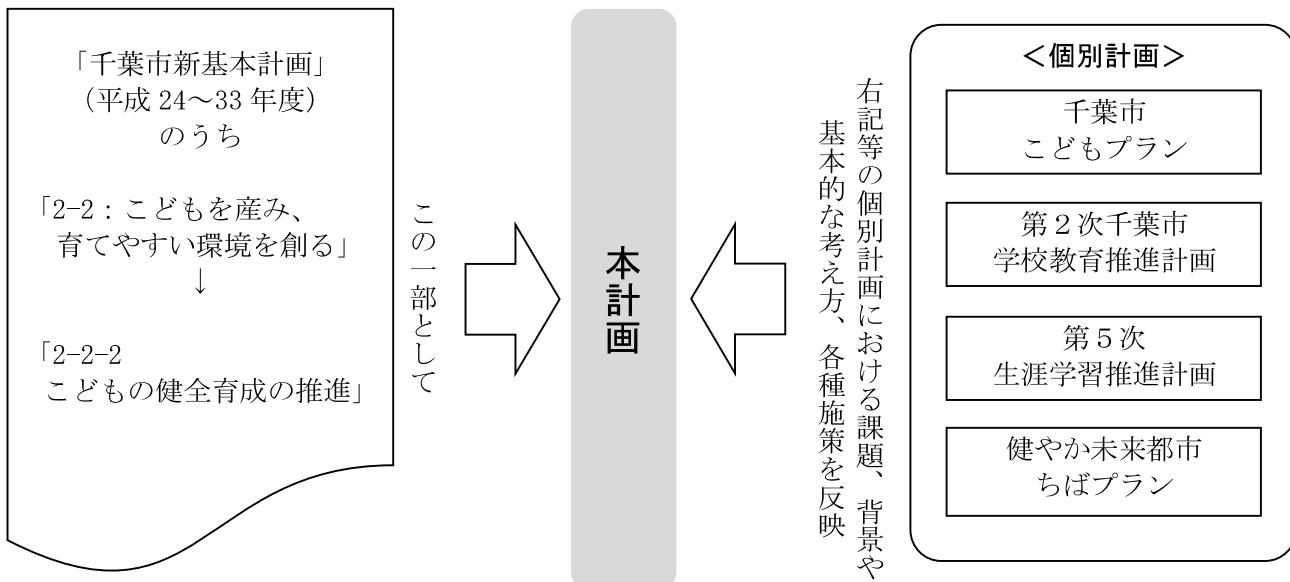
(1) 計画の対象

法律及び大綱の趣旨を踏まえ、本計画では、大学等を卒業し、自立に至るまでの概ね 20 代前半までの以下に掲げるような子ども・若者とその家庭を対象とします。

- ① 経済的困窮を理由として、教育機会が均等となっていない状況、又は、心身ともに健やかに育成される環境が保障されていない状況にある子ども・若者とその家庭
- ② 上記①に陥るリスク要因がある子ども・若者とその家庭

(2) 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、法律や大綱の趣旨を踏まえ、平成 24 年 3 月に策定された「千葉市新基本計画」の一部として、また「千葉市こどもプラン」、「第 2 次千葉市学校教育推進計画」、「第 5 次生涯学習推進計画」、「健やか未来都市ちばプラン」等の個別計画における課題、背景や基本的な考え方、各種施策を基本として、子どもの未来を応援するための基本理念、施策を体系的に整理し、総合的に推進するための今後の取組みを示すものです。



(3) 計画の期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。